

国土強靱化アクションプラン2015について

国土強靱化基本計画

- ・国土強靱化基本法に基づく法定計画(平成26年6月3日閣議決定)
- ・国土強靱化に係る他の国の計画等の指針
- ・概ね5年間の「住宅・都市」、「保健医療・福祉」、「エネルギー」等の施策分野別推進方針を示したもの

※基本的な考え方:ハード・ソフトの組合せ、官民の連携、平時と有事の共用、民間の取組促進

国土強靱化アクションプラン

- ・国土強靱化推進本部(構成員:全閣僚)決定、毎年度策定
- ・基本計画の着実な推進のため、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための45の施策群(プログラム)ごとに毎年度取り組むべき具体的な個別施策等を示したもの
- ・プログラムの進捗管理にあたっては、重要業績指標(KPI)を設定し、定量的に評価

<国土強靱化推進本部の開催経緯>

- 第1回 (平成25年12月17日)
 - ・「国土強靱化政策大綱」の決定
 - ・「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」の決定
- 第2回 (平成26年4月25日)
 - ・「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」のとりまとめ
- 第3回 (平成26年6月3日)
 - ・「国土強靱化基本計画」の案の作成(同日閣議決定)
 - ・「国土強靱化アクションプラン2014」の決定

<PDCAサイクルの徹底>

○土砂災害・火山噴火を踏まえた施策の大幅拡充

(新規施策の追加)

- ・土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査の実施支援、土砂災害警戒情報の市町村への通知等の義務付け
- ・常時観測火山の見直しを含む火山監視・観測体制の強化、噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定促進 等

(重要業績指標(KPI)の追加) 土砂災害警戒区域指定数 約40万区域(H26)→約46万区域[H28]

○重要業績指標(KPI)の充実

重要業績指標(KPI)について、目標達成等に伴う指標の高度化や、現状値の迅速な把握等による精度向上を実施

○統合進捗指数(IPI: Integrated Progress Index)の試行的導入

- ・プログラム(「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群)の進捗状況を把握し、進捗の遅れているプログラムでの取組を加速する必要 →各プログラムの現在の進捗度合を数値化

※IPIは、プログラムを構成する各施策の指標のH27.3時点の現状を、計画期間内に目標達成した場合に100となるよう換算し、平均したもの
※重要業績指標(KPI)は、プログラム内の代表的な個別施策の進捗を表すもの

○工程表の作成

重点プログラムの各施策について、当年度の取組の具体的内容に加え、目標実現に向けた過程等を明確化。

<今後の取組にあたり必要な重要事項>

○地域計画の策定推進・支援、地域活性化との連携、民間の取組促進による実効性確保

- ・早期にできる限り多くの都道府県や市町村において、地域計画が策定されるよう支援
- ・国土強靱化と地方創生の取組の、調和・連携を推進
- ・経済成長にも寄与するよう、民間の主体的な取組への支援を充実・強化

○国際貢献の推進

国際社会と協調しつつ、11月5日を世界津波の日に制定するために必要な支援を実施

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策の実施

首都直下地震など自然災害等に備え、関係機関が密接に連携しながら必要な対策を計画的かつ総合的に実施

国土強靱化アクションプラン2015における推進計画の例

●各プログラム(「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群)の推進計画(例)

●統合進捗指数 (IPI)【試行】 ※H27.3時点

起きてはならない最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例	工程表の例			統合進捗指数 (IPI)
			2014年度 (成果)	2015年度	2016年度以降	
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせ合わせた対策の推進	【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 約53%(H25)→約61%(H26) →100%[H28]	・想定し得る最大規模の高潮の設定方法等についての技術的検討	・ハザードマップ作成支援 ・水防法改正による制度創設等	・ハザードマップ作成支援等	49
大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者発生	・土砂災害の危険性のある区域を明示するための基礎調査の実施支援 【新規】	【国交】土砂災害警戒区域指定数 約35万区域(H25)→約40万区域(H26) →約46万区域[H28] 【新規】	・基礎調査結果の公表等を義務づけた改正土砂災害防止法の施行	・防災・安全交付金に基礎調査のための優先配分枠制度を創設等	・都道府県による基礎調査の確実な実施を支援	57
被災地での食料・飲料水等の物資供給の長期停止	・水道施設の計画的な耐震化	【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34%(H24)→35%(H25) →42%[H30参考値]→50%[H34] 【基本計画の目標年度に合わせた参考値を算出】	・基幹管路の耐震化計画策定方針の見直しを実施	・耐震化計画策定方針の見直しを踏まえ課題を整理	・水道事業者等による耐震化計画策定を促進等	53
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】BCPの策定割合 大企業: 45.8%(H23)→53.6%(H25) →ほぼ100%[H32] 中堅企業: 20.8%(H23)→25.3%(H25) →50%[H32]	・事業継続ガイドライン第三版の解説書の作成	・民間企業等のBCPの策定状況に関する実態調査 ・官民が連携した取組についての現状の検証及び必要な施策の検討		48

新規

新規

※IPI…プログラムを構成する各施策の指標のH27.3時点の現状を、計画期間(平成30年度)内に目標達成した場合に100となるように換算し、平均したもの。

(参考)45のプログラムと15の重点化すべきプログラム

※黄色マーカー：15の重点化すべきプログラム

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態			
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下			
		1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災			5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
		1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生			5-3)コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
		1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響			
		1-5)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態			5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止			
		1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			5-6)複数空港の同時被災			
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止			
		2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止			
		2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
		2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			6-4)地域交通ネットワークが分断する事態			
		2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足			6-5)異常湧水等により用水の供給の途絶			
		2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			7	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)市街地での大規模火災の発生
		2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生						7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
		3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発			7-4)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
		3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全			7-5)有害物質の大規模拡散・流出			
		3-4)地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-7)風評被害等による国家経済等への甚大な影響			
		4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態			8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
		4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
					8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
					8-4)新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
					8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			